2

(一)　任命権者は、施行日前に旧国家公務員法第八一条の二第一項の規定により退職した者等のうち、年齢六五年に達する日以後における最初の三月三一日（以下「年齢六五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職（指定職を除く。）に係る旧国家公務員法第八一条の二第二項に規定する定年に達している者等を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができることとした。（附則第四条関係）

(二)　任命権者は、新国家公務員法第六〇条の二第三項の規定にかかわらず、施行日前に旧国家公務員法第八一条の二第一項の規定により退職した者等のうち、年齢六五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八一条の二第二項に規定する定年をいう。）に達している者等を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができることとした。（附則第五条関係）

3

検討

(一)　政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは八による改正後の自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関連する制度又は四による改正後の検察庁法に規定する年齢が六三年に達した検察官の任用に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一六条第一項関係）

(二)　政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八一条の二第二項、四による改正前の検察庁法第二二条又は八による改正前の自衛隊法第四四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和一三年三月三一日までに所要の措置を順次講ずるものとした。（附則第一六条第二項関係）

(三)　政府は、(二)の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一六条第三項関係）

4

その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定め、関係法律の規定について整備することとした。（附則第三条、第六条～第一五条及び第一七条～第三六条関係）

5

施行期日

この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、1及び3は公布の日から施行することとしたほか、必要な施行期日を定めることとした。

◇国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（法律第六二号）（国会）

一　国会職員法の一部改正関係

1

定年前再任用短時間勤務職員の任用等

(一)　各本属長は、年齢六〇年に達した日以後に退職（事務総長及び常任委員会専門員等、法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員等が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢六〇年以上退職者」という。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（指定職を除く。以下同じ。）に採用することができることとした。ただし、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。以下同じ。）を経過した者であるときは、この限りでないこととした。（第四条の二第一項関係）

(二)　(一)により採用された国会職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとすることとした。（第四条の二第二項関係）

(三)　各本属長は、年齢六〇年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。（第四条の二第三項関係）

(四)　各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。（第四条の二第四項関係）

(五)　定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六〇年以上退職者となった日までの引き続く国会職員としての在職期間又は(一)によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき等においても、懲戒の処分を受けることとした。（第二八条関係）

2

管理監督職勤務上限年齢による降任等

(一)　各本属長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会職員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより(二)を適用することが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定める職を除く。）をいう。以下同じ。）を占める国会職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している国会職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（5の(一)から(四)までにより延長された期間を含む。以下(一)において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該国会職員の年齢を超える管理監督職（以下これらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとした。ただし、異動期間に、国会職員法の他の規定により当該国会職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは同法以外の法律の規定により他の職に任用した場合又は7により当該国会職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでないこととした。（第一五条の二第一項関係）

(二)　(一)の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六〇年とした。ただし、次に掲げる管理監督職を占める国会職員の管理監督職勤務上限年齢は、次の年齢とした。（第一五条の二第二項関係）

(1)　事務次長、法制次長及び国立国会図書館の副館長等　年齢六二年

(2)　(1)に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六〇年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職と